

保険証更新のお知らせ

平成15年度の新しい保険証は 郵便でお手元へ届きます！

国民健康保険被保険者証(保険証)は、毎年更新されるもので本年も4月1日をもって更新されます。

新しい保険証は、郵送で4月1日には届くよう3月中旬に発送します。期限切れの保険証は破棄願います。

もし、実際住んでいるにもかかわらず保険証が届かなかった国保世帯がありましたら、連絡してください。

なお、国保税に未納がありますと、短期証、または資格証明書が交付される場合もあります。



届きましたら、加入者の名前を確認して大切に保管してください。

国保税の納付について

納付期限を忘れていたなどの理由で国保税を納めていない方は、できるだけ早く納めてください。また、保険税を納める意思はあっても、失業や病気などの事情でどうしても納付が困難な方は、分割納税などの方法もありますので、お早めにご相談ください。担当者がお話を伺い、一緒に解決方法を考えさせていただきます。

保険証がもう1枚必要なとき

保険証は一世帯1枚が原則ですが、修学や長期間の出張などで他の市区町村に住む場合は、申請するともう1枚保険証が交付されます。

	申請前にすること	持ち物
修学	住所を他の市町村に移す	新年度の在学証明書 新年度の保険証
仕事等	(住所はそのまま)	新年度の保険証 印かん

※4月1日以降、申請にきてください。

問合先 保険証に関すること 市民生活課 国保医療担当
国保税に関すること 税務課 収納担当

Q&A 国民年金

国民年金保険料の申請免除のお知らせ

国民年金には、所得が少なく、保険料を納付することが困難な場合に本人の申請によって保険料の全額または半額を免除する制度があります。ただし、学生納付特例制度が利用できる学生はこの申請はできません。

全額免除

保険料を全額(月13,300円)免除する制度です。

この期間は、将来年金額を計算する時、保険料を全額納付した期間と比べて3分の1の額になります。

半額免除

保険料の半額(月6,650円)を免除する制度です。

この制度は、保険料を半額なら納めることが可能な場合の制度です。

この期間は、将来年金額を計算する時、保険料を全額納付した期間と比べて3分の2の額になります。

なお、半額免除期間は、残りの半額を納めない場合、未納期間となります。

学生納付特例申請を忘れずに

学生納付特例制度は、前年の所得を確認する必要があるため毎年申請が必要となります。申請のあった月の前月から承認することとなっていますので、4月からの承認を得るためには4月中、遅くとも5月中には、申請してください。

申請免除の条件

- ・前年の所得(世帯全員の所得)が法律で定める基準額より少なく、保険料を納めることが困難な時。
- ・火災などの災害により損害を受けた時や失業した時など。

追納制度

10年前までの免除期間について、保険料をさかのぼって納付することができます。(3年を越えると、納付する保険料額に加算が付きまします。)

追納した期間は、減額されない年金を受け取ることができます。